

仕様書等に関する質問回答書

令和7年5月22日

業務番号 デ戦委託第14号

業務名 電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務委託

業務担当課 たつの市総務部デジタル戦略推進課

No	質問タイトル	質問	回答
1	機器集約(回収)場所について	機器集約(回収)場所はどちらになりますでしょうか。また上層階であればエレベーター使用の可否もご教示ください。	機器の回収場所については、仕様書の「4 対象機器の搬出場所」に記載のとおりです。また、エレベーターを使用いただいで問題ありません。
2	消去作業の立会いについて	『機器搬入やデータ消去作業について、市職員による立ち合い』とありますが、消去作業の立会いとはどのような想定をされていますか？消去場所の確認か作業実行時の立会いか、破壊後の実物確認か。(作業時の立会いはセキュリティの関係上、難しい可能性がございます)	本業務における消去作業の立会いとは、機器搬入場所の確認及び消去作業場所の確認を想定しています。
3	養生要否について	庁舎(市役所)から搬出する際の養生可否について教えて頂けますでしょうか。養生必要な場合は養生箇所と長さをご提示ください。	養生は不要です。
4	機器明細一覧表の備考欄について	液晶不具合等、機能について問題があるものは機器明細一覧表の備考欄に記載が有りますが、稼働はするものだと考えて宜しいでしょうか。また、記載がない機器は通常稼働品と考えると問題ないでしょうか。	一目で確認できる外観上の問題がある場合には、備考欄にその旨を記載していますが、備考欄に記載のない機器について、個別の動作確認は行っていません。
5	データ消去作業について	ソフトウェア消去した後に物理破壊処理を行いますが、何らかの原因でソフトウェアにて消去できなかったものについては物理破壊のみでの対応となりますが、宜しいでしょうか。	ソフトウェアにて消去できない場合は、物理破壊のみで問題ありません。
6	データ消去作業について	消去対象数は1PCにつき1基の媒体及び単体SSD4枚と単体HDD12基の合計115と考えると宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	再委託について	本業務の全てについて、当社グループ会社に再委託することは認められますでしょうか。書類等の提出が必要であれば、書類様式をご提示いただけないでしょうか。	一括再委託は禁止しております。